改正後

（自動車の騒音防止装置）

第118条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　使用の過程にある自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあってはニに定める基準を適用するものとする。

自動車の種別		騒音の大きさ
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両総重量が3.5ｔを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5ｔを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5ｔ以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96

ロ　消音器について改造又は交換を行った二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）　次に掲げる二輪自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

(1)　第40条第１項第４号又は前号イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が89dBを超える騒音を発する構造の二輪自動車（(3)に掲げるものを除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第１項第４号又は前号イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

改正前

（自動車の騒音防止装置）

第118条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　使用の過程にある自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のうち、二輪自動車にあってはロに定める基準、二輪自動車以外のものにあってはハに定める基準を適用するものとする。

自動車の種別		騒音の大きさ
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両総重量が3.5ｔを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5ｔを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5ｔ以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車に改造したものを含む。）に限る。）		94

（新設）